

堺市農地利用最適化推進委員募集要項

1 募集人数

13人（別紙、担当区域ごとに1人となります。）

2 任期

農業委員会が委嘱した日（令和8年7月15日以降）から令和11年7月14日まで

3 身分

堺市の特別職の非常勤職員

4 職務内容

- (1) 農業委員会が定めた区域において、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等の地域における現場活動や新規参入の促進等の業務
- (2) 毎月開催される農業委員会の総会や許可申請の事前審議の場へ出席し、農業委員会からの求めに応じてその活動報告を行い、その担当する区域における農地等の利用の最適化の推進について、必要に応じ意見を申述すること。
- (3) 農業委員会の委員と連携した現場活動、農業委員会等が開催する会議及び研修会への参加

※ 農地利用最適化推進委員は、日々の活動内容を記録し、月ごとに本市農業委員会事務局へ提出する必要があります。

5 委員報酬

月額 41,000円

6 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者。ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

7 推薦及び応募に係る手続等

所定の様式に必要事項を記入のうえ、(3)の添付書類を添えて、持参または郵送により、堺市農業委員会事務局まで提出するか、堺市電子申請システムからお申し込みください。
なお、推薦及び応募に係る書類は返却しませんのでご了承ください。

堺市電子申請システム（※申し込みには利用者登録が必要です。本申請は1月30日から公開予定）

<https://lgpos.task-asp.net/cu/271403/ea/residents/portal/home>

(1) 推薦及び応募様式

個人が推薦する場合	様式第1号
法人又は団体が推薦する場合	様式第2号
応募する場合	様式第3号

(2) 様式の入手方法

様式第1号～第3号につきましては、堺市農業委員会事務局窓口に備えるほか、堺市ウェブサイトからもダウンロードできます。

ウェブサイトアドレス

<http://www.city.sakai.lg.jp/sangyo/nosui/nogyoinkai/index.html>

(3) 添付書類

被推薦者又は応募者の住民票（発行後3箇月以内のもので、本籍地の記載があり、個人番号（マイナンバー）の記載がないもの。）

※所定の様式に記載された事項につき、別途、証する書類が必要な場合があります。

(4) 受付期間

令和8年1月30日（金）から令和8年2月26日（木）まで【必着】【電子申請完了】

※持参される場合は、市役所開庁日の午前9時から午後5時30分までにご提出下さい。

※電子申請の場合は、添付書類を別途郵送いただきます（令和8年2月26日必着）。

※受付期間は延長する場合があります。延長する場合は、受付期間最終日以降に堺市ウェブサイトで公表します。

8 選定方法

書面審査等（必要に応じて面接を行う場合があります。）

9 選定結果の通知

選考結果（委員候補者としての選定結果）は、令和8年5月下旬（予定）までに、推薦をする者、推薦を受ける者及び応募者の全員に文書で通知します。

10 情報の公表

受付期間中及び受付期間終了後に、堺市ウェブサイトで以下の内容を公表します。

- (1) 推薦又は応募する区域
- (2) 推薦をする者（個人の場合）の氏名、職業、年齢及び性別
- (3) 推薦をする者（法人又は団体の場合）の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数及び構成員たる資格・要件
- (4) 推薦を受ける者又は応募する者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (5) 推薦又は応募の理由
- (6) 推薦をする者が、推薦を受ける者を堺市農業委員会委員に推薦しているか否かの別又は応募する者が、堺市農業委員会委員に応募しているか否かの別

11 受付・問合せ先

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市農業委員会事務局
電話 072-228-6825（直通） ファックス 072-228-7410